

# 拡大教科書の給与を希望される方へ

令和4年4月  
文部科学省教育国際教育課

## 1. 拡大教科書について

「拡大教科書」とは、視覚障害のある児童及び生徒のために検定済み教科書の文字や図形を拡大等して複製し、図書として発行しているものです。（別添参照）

## 2. 給与対象

拡大教科書の給与対象は、日本の教科書の給与対象者であって、以下のいずれかに該当する者を想定しています。なお、両眼の視覚障害による者以外は対象となりません。

（1）日本国内において拡大教科書を使用していた者及び現在日本の拡大教科書の給与を受けている者

（2）（1）以外の者で、以下のいずれかに該当する者（ただし、眼鏡等で視力を矯正しうる者を除く。）

①両眼の視力がおおむね0.3未満の者又は視力以外の視機能障害が高度な者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者（視覚障害者）

②拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者（弱視者）

③②に準ずる程度の視覚に障害のある児童生徒のうち、他の児童生徒に比べて通常の教科書の文字、図形等の視覚による認識に相当程度の時間を要する等学習に困難を来たす者であって、拡大教科書を使用することが教育上適当であると認められる者

## 3. 手続きについて

拡大教科書給与対象者で給与を希望する場合は、本紙及び拡大教科書希望調書を熟読の上、必要事項を記入した希望調書を5項目に記載の文部科学省担当者連絡先まで提出してください。

**提出締め切りは2022年6月3日（金）（日本時間）です。**

上記（1）に該当する者は、拡大教科書を給与された直近の年度及び前後期の別、給与希望教科、そのポイント数を調査票に記入してください。一部教科のみ拡大教科書を希望する等特筆すべきことがある場合は、その旨を「その他特記事項」に記入してください。

なお、各教科書会社HPにて拡大教科書の見本を掲載していますので、適宜ポイント数を確認の上、最も適したポイント数を希望するようにしてください（ただし、教科によっては選択できない場合もあります）。

上記（2）に該当する者は、必ず視覚障害に関する専門医の診断書又は証明書及びその和訳を希望調書と併せて提出してください。内容を確認後、文部科学省にて拡大教科書の給与可否を決定することになります。なお、希望のみで拡大教科書が給与されるわけではありませんので、御了承ください。

## 4. 通常の教科書給与の関係について

拡大教科書と通常の教科書はどちらか一方の給与となるため、拡大教科書の給与対象となつた場合は、通常文字サイズの教科書の給与は行わず、逆に拡大教科書の給与対象とならなかつた場合は、通常文字サイズの教科書の給与を行います。

## 5. 文部科学省担当者連絡先及び希望調書提出先

文部科学省総合教育政策局教育国際教育課 在外教育施設企画調査係

Eメール : zaigai@mext.go.jp

電話 : +81-3-6734-3562

FAX : +81-3-6734-3711